

厚生労働大臣が定める地域(兵庫県下)

圏域	市町名	離島	振興山村	厚生労働大臣が別に定めるもの
北播磨	多可町		杉原谷村 旧八千代全町	
中播磨	姫路市	旧家島全町	富栖村	山之内(佐中、熊部、坂根及び小畑の地域に限る。)及び高長
	神河町		大山村、越知谷村、旧大河内町全町	
	市川町		瀬加村	
西播磨	宍粟市		土万村、蔦沢村、染河内村、下三方村、三方村、繁盛村 旧波賀町全町、旧千種町全町	
	佐用町		長谷村、石井村、久崎町、幕山村、三河村、旧三日月町全町	佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位、早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土井、宝蔵寺及び下徳久
但馬	豊岡市		神美村、奈佐村、内川村、三椒村、奥竹野村、中竹野村、八代村、三方村、西気村、室埴村、神美村、旧但東全町	
	香美町		奥佐津村、長井村、余部村、旧村岡全町、旧美方全町	
	新温泉町		大庭村、温泉町、八田村	赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋及び居組、切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯野
	養父市		建屋村、口大屋村、西谷村 旧関宮全町	
	朝来市		糸井村、与布土村、旧朝来全町	
丹波	篠山市		畑村、城東村(後川村、福住村、大芋村)、草山村、北河内村、今田村(全町)	
	丹波市		葛野村、神楽村、遠阪村、鴨庄村	
淡路	洲本市	上灘村	広田村	
	南あわじ市	灘村、沼島村	伊加利村	

「厚生労働大臣が定める地域」に所在する指定訪問介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域加算として1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。